

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大山生竹テフラ噴出規模見直し) (高浜及び大飯の保安規定【5】)

2. 日時：令和3年9月30日 13時50分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

止野企画調査官、高橋管理官補佐、立元管理官補佐、深堀上席安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ

マネジャー 他6名

5. 要旨

(1) 関西電力から、大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、詳細に説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

改良型フィルタ取替の着手時間等に用いるフィルタ基準捕集容量設定の考え方、及び改良型フィルタ取替の詳細手順

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・保安規定審査 コメント反映整理表
- ・DGフィルタの気中降下火砕物濃度の算出について
- ・高浜3, 4号炉 大飯3, 4号炉 原子炉施設保安規定変更認可申請について  
(コメント回答)
- ・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料
- ・大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

以上